行政財産の使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 堺上高等学校 | 　業者等が設置する公衆電話の電気代については、当該行政財産使用許可書に基づき、徴収することとなっている。令和３年度における電気代の徴収に当たり、関西電力の小型機器料金の料金単価を基に算出していたが、誤った料金単価を基に算出していたため、徴収不足となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 誤（既収納額） | 正 | 不足額 |
| 業者等が負担する電気料金 | 7,692円 | 7,824円 | 132円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【公有財産事務の手引】第３章　公有財産の管理事務第７節　使用許可第４　使用料７　使用料についての留意点(2)　行政財産の使用に伴って消費する電気、ガス及び水道等の経費については使用料の中には含まれていないので、別段の整理をすること。（財産活用課庁内ＷＥＢの要綱、要領、基準等（光熱水費等の徴収事務）を参照）【行政財産の使用許可にかかる光熱水費等経費の徴収事務の取扱規準（平成11年３月11日付け管財第488号）】１　光熱水費等経費(1)　電気・ガス・上下水道・空調・警備・清掃・各種メンテナンス等の各項目とする。（以下略）【行政財産使用許可書】第８　使用者は、許可物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、許可物件に付帯する電気、水道、ガスその他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。 |

 | 業者等が負担する電気料金の不足分について、速やかに追徴を行った。再発防止策として、料金の根拠となる単価を複数人で確認を行うことでチェック体制を強化する。今後は、関係通知等に基づき適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年２月３日）